

天災等の非常事態による臨時閉所措置等について

放送大学東京多摩学習センター

自然災害(地震・洪水・火山爆発・台風などの自然現象が直接原因となって起こる災害)が発生した場合の閉所について

自然災害による臨時閉所の基準

1. 小平市または隣接する市(立川市、小金井市、東村山市、国分寺市、東大和市、東久留米市、西東京市のいずれかの市)に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪のいずれかの警報または特別警報が発令された場合

- ①7時30分の時点で警報が発令中の場合は、13時30分まで臨時閉所とする。
- ②12時の時点で警報が発令中の場合は、終日臨時閉所とする。
- ③開所後に発令された場合は、速やかに臨時閉所とする。

2. 大規模地震対策特別措置法(大震法)に基づく警戒宣言が発令された場合

- ①7時30分の時点で警戒宣言が発令中の場合は、13時30分まで臨時閉所とする。
- ②12時の時点で警戒宣言が発令中の場合は、終日臨時閉所とする。
- ③開所後に発令された場合は、速やかに臨時閉所とする。

3. 自然災害により西武線(新宿線、多摩湖線、国分寺線)・JR中央線のいずれかが運休した場合

- ①7時30分の時点で運休している場合は、13時30分まで臨時閉所とする。
- ②12時の時点で運休している場合は、終日臨時閉所とする。

4. 上記のほか、東京多摩学習センター所長が学生および職員の安全確保等のため必要があると判断した場合は、臨時閉所の措置を行うことがある。